

入 札 公 告

次のとおり競争入札に付します。

令和 8 年 10 月 30 日

日本司法支援センター 理事長 白 石 史 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 クラウド型ネットワークサービス等に係る調達
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履 行 場 所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 履 行 期 限 入札説明書及び仕様書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」及び「役務の提供等」において A の等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 仕様書第 10 の 2 「公的な資格及び認証等」に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 入札公告日から起算して過去 6 か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（担当 三田）
電話 050-3381-1573
E-mail keiyaku@houterasu.or.jp

4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和 8 年 11 月 24 日（火）
上記 3 の場所及び当センターホームページ上

5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

6 資料等の閲覧期間及び閲覧場所

令和8年10月30日（金）から令和8年11月13日（金）17時まで
別添「機密保持誓約書」を提出した者に交付する。交付を希望する者は、「機密保持誓約書」を上記3に示した電子メール宛てに提出すること。

7 入札書の提出期限及び提出場所

令和8年11月20日（金）17時00分
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

8 開札の日時及び場所

令和8年11月24日（火）11時00分
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部 会議室

9 入札方式

最低価格落札方式

10 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

11 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。
- (2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記3の場所及び当センターホームページ上において公告する。

クラウド型ネットワークサービス等に係る調達

期 日			業 務 内 容	備 考
10月30日	金		<p>入札公告</p> <p>※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示</p> <p>入札説明会(実施しない)</p>	
11月6日	金	17:00	質問書提出期限	
11月10日	火	17:00	質問書回答期限	
11月13日	金	17:00	履行確約書等提出期限	
11月17日	火	17:00	入札参加可否通知期限	
11月20日	金	17:00	入札書提出期限	
11月24日	火	11:00	開札・落札者決定	本部会議室

入 札 説 明 書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

- | | |
|---------------------|---|
| 1 入 札 事 項 | クラウド型ネットワークサービス等に係る調達 |
| 2 仕 様 | 別添仕様書のとおり |
| 3 入札書提出期限
及び提出場所 | 令和8年11月20日（金）17時00分
日本司法支援センター本部
総務部財務会計課第二係
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 |
| 4 開札日時及び場所 | 令和8年11月24日（火）11時00分
日本司法支援センター本部 会議室
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 |
| 5 契 約 予 定 日 | 令和8年11月24日（火） |
| 6 履 行 期 間 | 別添仕様書のとおり |
| 7 参 加 資 格 | (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「 物品の販売 」及び「 役務の提供等 」においてAの等級に格付けされた資格を有する者であること。
(4) 仕様書第10の2「 公的な資格及び認証等 」に掲げる条件を満たす者であること。
(5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。 |
| 8 入 札 参 加 条 件 | 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着）又は電子メールにより提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。
電子メールで提出する場合のメールの表題は、「 【入札書類提出】クラウド型ネットワークサービス等に係る調達 ○○社 」とすること。
なお、競争参加資格に係る審査結果については、令和8年11月17日（火）17時までにFAX又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認 |

の上、上記3の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (1) **本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面**（別紙「履行確約書」書式による）…………… 1部
- (2) **「結果通知書」**（別添参照）…………… 1部
（別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX 番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。）
- (3) **令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し**…………… 1部
- (4) **本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」**…………… 1部
表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。）で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと（値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。）。
- (5) **「暴力団排除に関する誓約書」**（別添書式による）…………… 1部
- (6) **仕様書第10の2「公的な資格及び認証等」に記載の各条件を満たすことを証する書面の写し**…………… 各1部

提出期限 令和8年11月13日（金）17時00分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

電話番号：050-3381-1573

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

9 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 入札金額は、総価で記入し、金額の冒頭に¥記号を記載すること。

イ 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（上記8(4)の価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記3の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

イ 入札書は所定の用紙を使用すること。

ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること（開札日の日付ではないこ

とに留意すること。) 。

- エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**クラウド型ネットワークサービス等に係る調達の入札書在中**」と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「**クラウド型ネットワークサービス等に係る調達の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

- オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前に入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。
- カ 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない入札者による入札
- イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの
- ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの
- エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの
- オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの
- カ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの
- キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合
- ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの
- ケ その他入札に関する条件に違反したもの

10 開札

- (1) 開札は、入札実行者の面前で行う。
- (2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。
- (4) 入札場への入場は、入札事業者1社につき1名とする。

11 落札者の決定

- (1) 上記8の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で**最低の価格**をもって入札をした者を落札者とする。

- (2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。
- (4) 本件調達、日本司法支援センター契約事務取扱細則第17条第1項に定める契約（予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の60%を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としていない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

12 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記5の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

13 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記14の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限 **令和8年11月6日（金）17時00分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

質問回答期限 **令和8年11月10日（火）17時00分**

14 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（三田）

電話番号：050-3381-1573

FAX番号：03-5358-1058

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

【入札・質問】「クラウド型ネットワークサービス等に係る調達 仕様書に関する質問について」〇〇社

15 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
納付を免除する。
- (3) 費用の自己負担

入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

クラウド型ネットワークサービス等に係る
調達仕様書

令和8年10月

目次

第1 件名.....	1
第2 調達目的.....	1
第3 契約期間.....	1
第4 調達案件と関連調達.....	1
1 調達案件.....	1
2 関連調達.....	2
第5 想定スケジュール.....	2
第6 納入成果物等に関する事項.....	3
1 成果物一覧.....	3
2 納入方法.....	3
3 知的財産権の帰属.....	4
4 契約不適合責任.....	4
5 検査.....	4
6 その他.....	4
第7 契約終了時の引継要件.....	4
第8 作業の実施に当たっての遵守事項.....	4
第9 再委託に関する事項.....	6
第10 入札参加資格に関する事項.....	6
1 競争参加資格等.....	6
2 公的な資格及び認証等.....	6
第11 調達仕様書別紙の取扱い.....	6

第1 件名

クラウド型ネットワークサービス等に係る調達

第2 調達の目的

本調達は、既設の Arcstar Universal One ネットワークを利用する日本司法支援センター(以下「センター」という。)の各拠点及びデータセンター(以下「既存ネットワーク環境」という。)と新たに構築する Microsoft Azure 環境との閉域接続環境を整備するために必要な、クラウド型ネットワークサービスを調達することを目的とする。

また、既存ネットワーク環境及び Microsoft Azure 環境への安全なリモートアクセス手段を確保するとともに、インターネット接続に係るセキュリティ対策を実現するため、リモートアクセスサービス及びセキュアゲートウェイサービスを併せて調達する。

さらに、サービス利用開始時の構築支援及びサービス利用期間中の運用支援を受けるため、構築・運用支援サービスを調達する。

第3 契約期間

本調達の契約期間は契約日から令和10年5月31日までとし、NTTドコモビジネス株式会社が提供する各サービスの利用期間は以下のとおりとする。なお、センターが本サービスの継続利用が必要と判断した場合、受注者と協議の上、本契約の期限を最大5年間延長可能とすること。

① Flexible InterConnect プレミアム (以下「FIC」という。)

令和9年2月1日から令和10年5月31日まで

② Flexible Remote Access (以下「FRA」という。)

令和9年4月1日から令和10年5月31日まで

③ Flexible Secure Gateway (以下「FSG」という。)

令和9年4月1日から令和10年5月31日まで

④ Professional Support Services (以下「PSS」という。)

・構築支援 契約日から令和9年3月31日までの間で、センターと協議して決定した期間

・運用支援 令和9年4月1日から令和10年5月31日まで

第4 調達案件と関連調達

1 調達案件

本件において調達するサービス等(以下「調達サービス」という。)は表4-1のとおり

りである。

表 4－1 調達サービス一覧

番号	サービス等名	サービス等利用内容詳細
1	FIC	別紙 1 のとおり
2	FRA	別紙 2 のとおり
3	FSG	別紙 3 のとおり
4	PSS	別紙 4 のとおり

2 関連調達

本調達に関連する調達として、「第五世代インフラ共通基盤等システムの構築及び保守業務」（令和 8 年 6 月 1 日契約済。以下、同契約の受注者を「インフラ構築事業者」という。）が存在する。調達する FIC、FRA、FSG の設計・構築はインフラ構築事業者において実施することとしているが、受注者には PSS を通じて FIC、FRA、FSG の構築を支援する役割を想定している。この構築支援には、FIC、FRA、FSG の設定代行まで含むものとする。

上記サービス等の導入後において、受注者には PSS を通じて、FRA、FSG の運用を支援する役割を想定している。支援内容は原則、FRA 及び FSG の問合せ対応のみであるが、令和 9 年 10 月に予定している FRA の利用者数・帯域変更、FSG の帯域変更に対応するための設定代行業務は本調達に含むものとし、その後の設定代行は本調達において購入した設定代行チケットで対応可能な設定代行に限り、本調達の範囲に含むものとする。

第 5 想定スケジュール

本調達の想定スケジュールは以下のとおりである。なお、令和 9 年 10 月に、FIC、FRA、FSG の帯域や FRA の利用者数の変更を行う。変更内容については、別紙 1 から別紙 3 を確認すること。なお、受注者による設定代行の有無については別紙 4 を確認すること。

令和 8 年 12 月	PSS 利用開始
令和 9 年 2 月	FIC 利用開始
令和 9 年 4 月	FRA、FSG 利用開始

令和 9 年 10 月 FIC、FRA、FSG 設定変更（帯域、利用者数）

令和 10 年 5 月 FIC、FRA、FSG 本番リリース

第 6 納入成果物等に関する事項

1 成果物一覧

本調達において納入を求める成果物を表 6－1 に示す。

表 6－1 成果物一覧

項番	成果物名	納入期限（想定）
1	パラメーターシート（FIC・FRA・FSG 構築支援）	契約日から令和 10 年 5 月 31 日までの間で、契約後協議により決定する（原則として、各サービス等の利用開始の翌月末等を想定している。）。
2	アドレス割り当て図（FIC 構築支援）	同上
3	ネットワーク構成図（FIC 構築支援）	同上
4	開通案内（FIC・FRA・FSG 構築支援）	同上

2 納入方法

- ・ 成果物は、原則として日本語で作成すること。ただし、日本国においても英字で表記されることが一般的な文言や、ソースコード等の英字で作成することが一般的な成果物については、そのまま記載しても構わないものとする。
- ・ 成果物は電子データでの納品とすること。
- ・ 成果物の納入場所は以下のとおりとする。

〒164-8721 東京都中野区本町 1－32－2 ハーモニータワー 8 階

日本司法支援センター本部総務部情報システム管理課

- ・ 納入後、センターにおいて改変が可能となるよう、Microsoft Office 形式や図表等の元データも併せて納品すること。
- ・ 成果物が外部に不正に利用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納入方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

- ・ 電磁的記録媒体により納入する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。
- ・ 受注者が保有する特許などを用いる場合には、成果物にその旨を明記すること。

3 知的財産権の帰属

知的財産権の帰属については、契約書に記載のとおりとする。

4 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約書に記載のとおりとする。

5 検査

(1) 調達サービスの供給

センターは、各月における調達サービスの利用において、本仕様書に定める要件を満たさない不具合、停止その他の障害（以下「障害等」という。）を認知しなかったときは、当該月分の調達サービスの供給について検査に合格したものとみなす。

(2) 成果物の納入

成果物の納入については、契約書第2条第1項から第4項に記載のとおり検査をする。

6 その他

調達サービスに障害等が発生したときは、受注者は、遅滞なく、センターに報告し、必要な是正措置を実施し、センターに説明を行うこと。

第7 契約終了時の引継要件

業務で利用するクラウドサービスについては、契約終了後においてもセンターが継続して利用できるよう、クラウドサービスの契約主体はセンターとすること。

第8 作業の実施に当たっての遵守事項

機密保持、資料の取扱い及び遵守する法令等について、以下の点を遵守すること。

- (1) 受注者は、本契約に関してセンターが開示した情報、契約履行過程で生じた成果物

(印刷した帳票を含む。) 及び本調達を履行する上で知り得た公知のものを除き一切の情報について、どのような場合にもセンターが開示することを認めていない者の開示し、又は漏らしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、受注者は、本調達で知り得た情報を他の目的で利用しないこと（本契約終了後も同様とする。）。

- (2) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、センターから開示を受けた資料、データ、蔵置媒体及びその複製等全てを本契約終了時にセンターに返却又は確実に廃棄することとし、そのために必要となる措置を講じること。
- (3) 受注者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等及びセンターが定めた保有個人情報保護管理規程を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及びセンターの「情報セキュリティ対策基準」等情報セキュリティ関係規程にのっとり情報を取り扱うこと。なお、センターの「情報セキュリティ対策基準」等情報セキュリティ関係規程の開示については、契約締結後、受注者がセンターに機密保持誓約書を提出した際に開示する。
- (5) 受注者は、センターが上記(1)～(4)の遵守状況や体制について確認を求めた場合には、それを証する書面を提出すること。
- (6) 受注者は、本調達に係る業務を実施するに当たり、情報セキュリティインシデントの発生若しくは発生する可能性を認知した場合又は情報等の目的以外での利用若しくは利用する可能性を認知した場合は、受注者の責任及び負担において、速やかにセンターへ報告し、当該機密情報を回収するために必要な措置を講じ、被害を最小限に抑えるよう最大限の努力を払うこと。

受注者は、上記の措置に加え、受注者の責任及び負担において、速やかに、次に掲げる措置を講じること。

- ア 情報セキュリティインシデントの内容及び影響範囲の調査・報告
- イ 情報セキュリティインシデントに対応するための手順等の作成・報告
- ウ 情報セキュリティインシデントに対応するための対応手順等に基づく措置の実施
- エ 情報セキュリティインシデントによって被害を受けたセンター情報システムの復旧措置

オ センターの指示に基づく措置の実施

カ 情報セキュリティインシデントの具体的内容及び原因並びに実施した対応措置等を内容とする報告書の作成及び提出

キ 再発防止対策の迅速な立案及び提出並びにセンターが承認した後における同対策の実施

第9 再委託に関する事項

本調達の受注者は、業務の全部又は一部を再委託してはならない。

第10 入札参加資格に関する事項

応札者は以下の要件をすべて満たすこと。

1 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日において令和7・8・9年度全省庁統一資格の「物品の販売」及び「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

2 公的な資格及び認証等

- (1) 本調達の実施予定部門が、品質マネジメントシステム（ISO/IEC9001（JISQ9001））の認証を受けていること。
- (2) 本調達の実施予定部門が、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001（JISQ27001））の認証を受けていること。

第11 調達仕様書別紙の取扱い

調達仕様書別紙には機密情報を含むため、本調達へ参加を希望する者のうち、所定の機密保持誓約書を提出した者に限り、データの形式で交付する。ただし、交付希望者に入札参加資格がないことが明らかである場合には、この限りではない。

交付を希望する者は、令和8年10月30日から令和8年11月13日までに、下記連絡先に交付の申し出をするとともに、機密保持誓約書を提出すること。

【連絡先】

日本司法支援センター本部財務会計課（担当：三田）

電話 050-3381-1573

Email : keiyaku@houterasu.or.jp

以上

質 問 書

件名：「クラウド型ネットワークサービス等に係る調達」

日 付 令和 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電 話

F A X

E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格 A 列 4 番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

令和 8 年 月 日

日本司法支援センター 御中

所在地
会社名
担当者
電 話
F A X
E-Mail

機密保持誓約書

当社は、貴センターの「クラウド型ネットワークサービス等に係る調達」に関して、貴センターから閲覧を許可された資料について、以下の事項を厳守します。

- 1 本件調達を受注するための検討以外の目的に利用しないこと。
- 2 社の内外を問わず、本件調達に関わらない第三者に対し、閲覧資料の内容を提供しないこと。
- 3 社の内外を問わず、本件調達に関わらない第三者に対し、閲覧資料の内容が漏えいすることのないように措置すること。
- 4 本件調達に関与した者が異動した後においても、機密が保持されるよう措置すること。
- 5 閲覧資料の内容の漏えい等によって機密が侵害され、貴センターに損害を与えた場合には、損害を賠償する責任があることを認めること。
- 6 その他、閲覧資料の機密保持に関して適切な措置を講じること。
- 7 本件に関する紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和8年10月30日付け公告の「クラウド型ネットワークサービス等に係る調達」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

担当者

氏 名

連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号)

(メールアドレス)

日本司法支援センター

結 果 通 知 書

貴社から提出がありました令和8年10月30日付け公告の「クラウド型ネットワークサービス等に係る調達」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター 本部総務部財務会計課 三田

電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。

入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

入札書

入札物件名 クラウド型ネットワークサービス等に係る調達

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金										

(数量一式・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

印

代理人氏名

印

(注1) 日付は作成日付を記載すること。

(注2) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、上記いずれも押印省略可

(注3) 復代理人が入札を行う場合は、復代理人の氏名を記載すること。

(注4) 代理人（又は復代理人）による入札であっても、会社の所在地・会社名を記載すること。

担当者

氏 名

連絡先

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「クラウド型ネットワークサービス等に係る調達」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受 任 者 住所・連絡先

氏 名

代 理 人
使用印鑑

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「クラウド型ネットワークサービス等に係る調達」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受 任 者 氏 名

印

復 代 理 人 住所・連絡先
氏 名

復代理人
使用印鑑

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

契 約 書

1. 件 名 クラウド型ネットワークサービス等に係る調達
2. 数 量 別添仕様書のとおり
3. 仕 様 別添仕様書のとおり
4. 契約期間 別添仕様書のとおり
5. 納入場所 別添仕様書のとおり
6. 納入期限 別添仕様書のとおり
7. 契約金額 金●●●●●●●円
(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●●円)
内訳は、別紙「契約金額内訳」のとおりとする。

別添仕様書に定めるクラウド型ネットワークサービス等（以下「本件サービス」という。）について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、サービス供給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づき、本件サービスを供給し、本件成果物を頭書の納入場所及び納入期限内に納入（以下「本件サービスの供給等」という。）し、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

（検査）

第2条 乙は、甲に本件成果物を納入しようとするときは、甲に通知し、甲の指示に従って頭書の納入場所に納入するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの下検査を行い、その検査に合格したときは、引渡しを受けるものとする。

3 本件成果物が検査に合格しなかったときは、乙は、遅滞なくこれを是正改善して甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

5 本件サービスの検査については仕様書第6の5(1)に定めるとおりとする。

（契約代金の請求及び支払）

第3条 乙は、前条第1項ないし第4項の規定による検査に合格したときは、甲に対して、別紙の初期費用の支払の請求をすることができる。また、乙は、前条第5項の規定による検査に合格したときは、甲に対して、別紙のとおり、当該月の

利用料金の支払を請求することができる。その際、消費税及び地方消費税額（消費税及び地方消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を明示し、併せて請求するものとする。乙が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（再委託）

第4条 乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできない。

- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。
- 3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。
- 5 再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(再委託に関する内容の変更)

第5条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第6条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に書面により届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第7条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

- (1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者に開示し、又は漏らしてはならないものとし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」と

いう。)を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。)に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

(8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。

(9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。

(10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。

(11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。

(12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第8条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定

する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(期限の延長)

第9条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により納入期限又は仕様書に定める各サービスの利用期間内に本件サービスの供給等を行うことができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して納入期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により納入期限又は仕様書に定める各サービスの利用期間内に本件サービスの供給等を行うことができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して納入期限を延長することができる。

3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(甲の契約解除権等)

第10条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。

(2) 納入期限若しくは納入期限後相当の期間内又は仕様書に定める各サービスの利用期間内に本件サービスの供給等をする見込みのないことが明らかに認められたとき。

(3) 乙が本契約の条項に違反したとき。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件サービスの供給等を行うことが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害の賠償)

第 11 条 乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第 12 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)

第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 13 条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は

使用人)について、刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第 3 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（同法第 7 条の 3 各項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

5 乙が第 1 項及び第 2 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている

とき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 15 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第 16 条 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託先等に関する契約解除)

第 17 条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じなければならない。

- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 18 条 甲は、乙が第 14 条及び第 15 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第 14 条、第 15 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第 14 条、第 15 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 19 条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 20 条 甲は、本件サービスの供給等を受けた後、サービスの種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

- 2 甲は、相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質により、納入期限までに納入しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が納入期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第 11 条に規定する損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前 3 項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合なサービスの供給等をした場合において、甲がその不適合を知ったときから 1 年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第 21 条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第 22 条 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

2 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

3 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第 23 条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第 24 条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(秘密の保持)

第 25 条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第 26 条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第 27 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 28 条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター
理 事 長 白 石 史 子

乙 ●●●●●●
代表取締役 ●● ●●
(登録番号 T-*****)

契約金額内訳

初期費用

円(税込)

	作業内容	金額
構築運用支援 (PSS)	FIC構築支援	
	FRA・FSG構築支援	
総額		

利用料金(各月払い)

年度	サービス利用期間	金額
令和8年度	令和9年2月1日 ～ 令和9年2月28日	
	令和9年3月1日 ～ 令和9年3月31日	
	年度合計額	
令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和9年4月30日	
	令和9年5月1日 ～ 令和9年5月31日	
	令和9年6月1日 ～ 令和9年6月30日	
	令和9年7月1日 ～ 令和9年7月31日	
	令和9年8月1日 ～ 令和9年8月31日	
	令和9年9月1日 ～ 令和9年9月30日	
	令和9年10月1日 ～ 令和9年10月31日	
	令和9年11月1日 ～ 令和9年11月30日	
	令和9年12月1日 ～ 令和9年12月31日	
	令和10年1月1日 ～ 令和10年1月31日	
	令和10年2月1日 ～ 令和10年2月29日	
	令和10年3月1日 ～ 令和10年3月31日	
	年度合計額	
令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和10年4月30日	
	令和10年5月1日 ～ 令和10年5月31日	
	年度合計額	
総 額		